

無主の地だった尖閣諸島

拓殖大学下條正男

### はじめに

尖閣諸島は明治 28 年（1895 年）1 月 14 日、閣議決定を経て日本領となった。その時、尖閣諸島は「無主の地」であった。以来、敗戦で沖縄が米軍の軍政下に置かれていた一時期を除き、尖閣諸島は日本によって有効に支配されてきた。

中国政府と台湾政府が尖閣諸島に関心を示したのは、1971 年 6 月、日米両国政府の間で沖縄返還協定が結ばれ、その沖縄に尖閣諸島が含まれていたからである。

台湾政府が外交部声明を通じ、「該列嶼は、台湾省に附屬して中華民国領土の一部」とすると、中国政府も同年 12 月、尖閣諸島は「台湾の附屬島嶼である。これらの島嶼は台湾と同様に、昔から中国の不可分の領土の一部である。日米両国政府が沖縄返還協定の中で、我が国の釣魚島などの島嶼を返還区域に組み入れることは不法」とし、「中国人民共和国は、必ず釣魚島など台湾に付属する島嶼をも回復する」と声明を発表した。

今日、中国政府が沖縄諸島を第一列島線とし、台湾や尖閣諸島を「核心的利益」とするのは、この外交部声明が原点となっている。

近年、その尖閣諸島周辺の領海にはしばしば中国の公船が侵入し、挑発行為を続いている。これは 2010 年 9 月 7 日、海上保安庁の巡視船に中国漁船が故意に追突した事件が契機となっている。その後、中国の国家海洋局は 2014 年 12 月 30 日、ウェブサイト「釣魚島 - 中国の固有の領土」を開設し、みずからの領海侵犯の記録を公開している。

#### 1. 尖閣は歴史的に中国の領土だったのか。

そのウェブサイト「釣魚島 - 中国の固有の領土」には、尖閣諸島を中国領とする「基本的立場」が、次のように示されている。

- ① 釣魚島及び付属島嶼は中国の不可分の領土の一部で、歴史的には勿論国際法上から見ても中国固有の領土。
- ② 釣魚島及びその付属島嶼は、日本が発見する数百年前から中国が管理。
- ③ 下関条約では釣魚島及びその付属島嶼が台湾の付属島嶼とともに日本に割譲されたが、第二次大戦後、「カイロ宣言」に基づき、「ポツダム宣言」や「降伏文書」によって中国に返還された。
- ④ 反ファシズム戦争に勝利した成果を守る決意はいささかも揺るぎない。歴史事実と国際法を踏みにじる日本の行為を打ち碎き、地域の平和と秩序を守る自信と能力を持っている。

この内、三番目には明らかな事実誤認がある。それは「下関条約」で釣魚島及び付属島嶼が日本に割譲されたとした部分である。歴史的事実として「下関条約」が締結されたの

は1895年4月17日、尖閣諸島が閣議決定によって日本領になったのは1月14日である。尖閣諸島の日本領編入は、「下関条約」とは関係がないのである。これは中国側が歴史の事実とするものの中には、事実でないものがあるということである。

## 2. 15世紀の台湾は明の領土ではなかった。

では尖閣諸島を中国領とする根拠とは、どのようなものなのか。中国政府の「基本的立場」では、「数百年前から中国が管理」している。そこで明代の歴史で、その事実を確認してみたい。それには明代に編纂された官撰の地理書（『大明一統志』）で確認するのが確実である。歴史的に中央集権国家であった中国の各王朝では、王朝が管理する疆域を地理書に記録する伝統があるからだ。その『大明一統志』で、台湾について確認してみると、台湾と澎湖諸島は「琉球国」の付属島嶼とされている。さらに正史の『明史』（「地理志」）を見ると、台湾は朝鮮や安南、日本、琉球とともに「外国伝」に記されている。この事実は、「数百年前から中国が管理」していたとする中国政府の「基本的立場」には、歴史的根拠がないということである。

では台湾が「領土の一部」となるのは、いつからだろうか。そこで清代に編纂された地理書の『大清一統志』（「乾隆版」）【写真1】で確認すると、次のように記されている。



〔写真1〕『大清一統志』所収の「台湾府図」

「古より荒服の地、中国に通ぜずして東蕃という。明の天啓の初、日本國の人ここに屯聚し、鄭芝龍これに附す。その後、紅毛荷蘭夷の拠る所となる」

ここでは、清朝以前の台湾は、「古より荒服の地、中国に通ぜずして東蕃」に属し、中国の支配が及んでいなかった。明代には日本人が屯し、その後はオランダが占拠したとしている。そこで乾隆版の『大清一統志』では、台湾は「日本に属す」とも記されている。

中国政府は、15世紀に成立したとする『順風相送』を根拠に、尖閣諸島は中国領だと主張してきた。だが台湾が「領土の一部」となったのは、明代ではなく、清朝の時代である。

歴史的事実として、台湾と澎湖諸島は、明代の『大明一統志』では「琉球国」の付属島嶼とされ、正史の『明史』（「地理志」）では外国であった。尖閣諸島を「数百年前から中国が管理」していたとする中国政府の主張には、何ら根拠がなかったのである。

### 3. 清朝と台湾

『大清一統志』（「乾隆版」）で「日本に属す」ともされた台湾が、清朝の領土となるのは康熙 23 年（1684 年）ある。この時、台湾は福建省に附屬して、台湾府となった。問題は、清朝の統治が台湾のどこにまで及び、尖閣諸島がその疆域の中に含まれていたかである。

これを康熙年間に刊行された蔣毓英の『台灣府誌』で確認すると、「北至雞籠城二千三百一十五里」（北、雞籠城に至る二千三百一十五里）とされている。これは台湾府の北限は雞籠城で、そこまでの距離は二千三百一十五里だとしている。この台湾府の北限とされた雞籠城は、現在の基隆市にある。この基隆市付近が台湾の境界だったことは、康熙三十五年（1696 年）刊の『重修台灣府誌』（高拱乾等撰）でも確認ができる。そこには「北至鷄籠山二千三百一十五里、為界」（北、雞籠山に至ること二千三百一十五里、界と為す）として、雞籠山を「界」としているからだ。

この雞籠城ないし鷄籠山を台湾の北限とする地理的認識は、清朝の時代を通じて変わることはなかった。この事実は、台湾の北限から北西に 170 キロ離れた尖閣諸島は、当然、台湾府の付属島嶼でなかったことを意味している。



〔写真 2〕『重修台湾府誌』  
所収の「台湾府総図」



〔写真 3〕『康熙皇輿全覽圖』部分

中国政府の「基本的立場」では、「下関条約では釣魚島及びその附属島嶼が台湾の付属島嶼とともに日本に割譲された」としているが、それは何ら根拠のない主張だったのである。

ではその台湾府の全容は、どのようなものだったのか。蔣毓英の『台灣府誌』や高拱乾等の『重修台灣府誌』には「台灣府總圖」が載せられている。それを見ると台湾の北限には雞籠城と鷄籠山の両方かそのいずれかが注記され、描かれている。【写真 2】

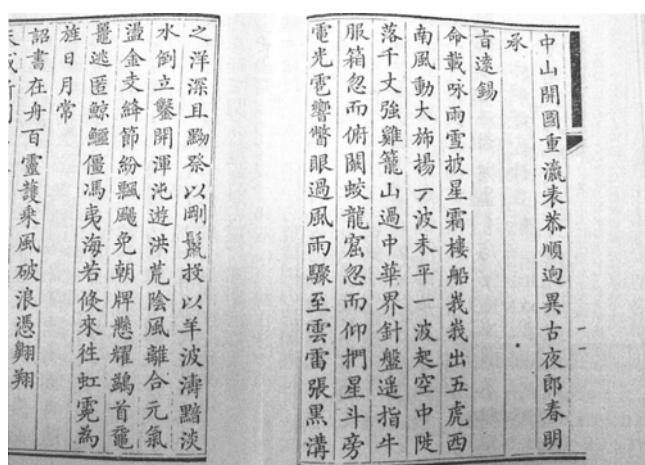
さらに康熙年間になると『皇輿全覽圖』【写真 3】が描かれ、正確な台湾地図が作成されている。この『皇輿全覽圖』は、康熙帝の命を受けたイエズス会の宣教師等が実測し、作成したもので、『大清一統志』や『欽定古今圖書集成』の「台灣府疆域圖」にも踏襲

されている。その『欽定古今図書集成』の「台湾府疆域図」【写真 4】を見ると、北限には「雞籠城界」として台湾府の国境が明記されている。台湾の国境は、雞籠城または鷄籠山だったのである。



〔写真 4〕『欽定古今図書集成』  
所収の「台湾府疆域図」

目撃したという程度の記述があるが、尖閣諸島が清朝の領土であった証拠にはならない。確かに、清代の『皇朝中外一統輿図』を見ると尖閣諸島の魚釣島、赤尾嶼、黃尾嶼が描かれている。しかし同時代、冊封使として琉球に渡った齋鯤は、雞籠山（台湾）を清朝の国境としていたからである。



〔写真 5〕『東瀛百詠』

題乗風破浪圖韻）としているからだ。琉球国に渡った冊封正使の齋鯤は、雞籠山を清朝の疆界としていたのである。

#### 4. 尖閣諸島は「無主の地」であった では齋鯤はなぜ、台湾府の雞籠山を「中華の界」としたのであろうか。それは清朝が康

だが尖閣諸島を固有の領土とした中国側には、この事実は不都合であった。そこでその代わりに論拠としたのが、琉球に渡る使臣達が残した記録や航路を示した「針路図」である。それが陳侃『使琉球錄』（1534 年）、郭汝霖『重編使琉球錄』（1562 年）、汪楫『使琉球雜錄』（1683 年）、周煌『琉球國志略』（1756 年）、李鼎元『使琉球錄』（1800 年）、齋鯤『繞琉球國志略』（1808 年）等である。

そこには尖閣諸島の附近を航行し、

その齋鯤の文集である『東瀛百詠』（「航海八咏」）では、琉球国の那覇港に入港するまでが詠まれており、台湾付近を通過した際には、「雞籠山（山、台湾府の後に在り）」を詠んだ。その中で齋鯤は、雞籠山を「猶是中華界」（猶これ中華の界のごとし）としている。これは齋鯤が、台湾府の雞籠山を清朝の疆界と認識していた証左である。【写真 5】

さらに齋鯤は、同じ『東瀛百詠』で、「雞籠山、中華の界」（「渡海吟用西塘

熙二十三年（1684年）、台湾を領有して台湾府を設置し、「雞籠山」を疆界の北限に置いていたからである。これは蔣毓英の『台灣府誌』や高拱乾等の『重修台灣府誌』で確認ができる。さらにイエズス会の宣教師達が『皇輿全覽圖』を作図すると、それを踏襲した『大清一統志』や『欽定古今圖書集成』の「台灣府疆域圖」では、「雞籠城界」として、現在の基隆市付近の「雞籠城」と「雞籠山」を台灣府の疆界としていたからである。

であれば尖閣諸島は、どこに属していたのであろうか。これも齋鯤の『東瀛百詠』で、確認ができる。齋鯤は「姑米山」（久米島）を詠み、その表題の分註では、「此山入琉球界」（この山（島）、琉球の界に入る）としているからだ。齋鯤は久米島を琉球国に属すとし、中華の界を雞籠山としていたのである。これは必然的に、久米島と雞籠山の間にある尖閣諸島は、琉球国の領土でも清朝の領土でもなかった、ということになるのである。それは現代的な表現をすれば、尖閣諸島は「無主の地」だったのである。

## 5. その後の台湾と尖閣諸島

この台湾の雞籠山と鷄籠城を北限とする地理的認識は、中華民国時代になっても変わらなかった。『皇朝統文通考』（1912年）や『清史稿』（民国16年・1927年）等でも、尖閣諸島は中華民国には属していないかったからだ。

それは花瓶嶼や彭佳嶼等、尖閣諸島と台湾の間に点在する島嶼の台湾編入の時期からも言える。『基隆市志』（1951年刊）によると、基隆嶼、彭佳嶼、綿花嶼、花瓶嶼等が基隆市に編入されたのは、光緒三十一年（1905年）としているからだ。尖閣諸島は、その花瓶嶼、彭佳嶼、綿花嶼からさらに東北東に150キロ近く離れたところにある。

さて以上、尖閣諸島と台湾との関係を見てくると、「釣魚島及び付属島嶼は中国の不可分の領土の一部」ではなく、「歴史的には勿論國際法上から見ても中国固有の領土」ではなかったのである。

また「釣魚島及びその付属島嶼は、日本が発見する数百年前から中国が管理」した事実もなかった。

さらに「下関条約では釣魚島及びその附属島嶼が台湾の付属島嶼とともに日本に割譲された」事実もない。

中国政府は4つの論拠を示して尖閣諸島を中国領としたが、中国側にはその領有権を主張できる歴史的権原がないのである。それを敢えて、中国政府が尖閣諸島周辺の領海を侵犯し、尖閣諸島を侵奪しようとするのであれば、日本としては、「歴史事実と國際法を踏みにじる中国政府の行為を打ち砕き、地域の平和と秩序を守る自信と能力を持」たなければならないのである。（拓殖大学下條正男）

※本論稿は執筆者の見解を表明したものです。